### 諮問第95号の答申 家計調査の変更について(案)

本委員会は、諮問第95号による家計調査の変更について審議した結果、下記のとおり 結論を得たので、答申する。

記

### 1 本調査計画の変更

### (1) 承認の適否

平成28年9月28日付け総統消第193号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審査した結果、以下のとおり、統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「家計調査」(基幹統計調査。以下「本調査」という。)の変更を承認して差し支えない。

### (2)理由等

### ア 調査票(家計簿)に関する変更

### (ア) 家計簿の様式変更

本申請では、平成30年1月から本調査で用いる調査票のうち、家計簿について、表1のとおり、様式を変更する計画である。

### 表 1 家計簿の様式の変更内容

K - XII A O K X O X X F I I					
変更内容					
① クレジットカード、掛買い、月賦による購入分の支払					
をした場合のチェック欄を追加					
② プレプリント項目					
・ 電気料金及び携帯電話料金の内訳を変更					
・ ケーブルテレビ受信料に含まれる内容の選択欄を追					
加					
・「PTA会費・教材費」を分割					
・「保育所・幼稚園の保育料」を追加					
「月々の給与」「賞与」「年金・その他の収入」に関する					
口座入金額等を記入する「口座への入金(給与・年金					
等)」欄を世帯員ごとに新設					

### 現金支出

- Ⅳ クレジット・ 電子マネーな ど現金以外に よる購入
- Ⅲ 現金収入又は ① 購入方法の選択肢に「電子マネー」「商品券」「デビッ トカード」「口座間振込等」を追加
  - ② 「もらい物」「自家産」を購入方法の選択肢から削除
  - ③ 従前、1頁の中に現金収支に関する欄及び現金以外によ る購入に関する欄の双方を設けていたが、それぞれの欄で 1頁を確保

表紙の調査員記 入欄

表紙に調査員記入欄として設けられている「農林・非農林の 別」を削除するとともに、「世帯区分」について「勤労者世 帯」、「無職世帯」及び「勤・無以外」に変更

これらについては、試験調査及び全国消費実態調査(総務省実施の基幹統計 調査)における結果や、その記入状況等を踏まえ、現金以外の決済手段の多様 化などの変化及び抽出区分の変更に対応したものであり、報告者の記入負担の 軽減及び一層正確な記入の確保に資するとともに、調査員による記入指導業務 の軽減も期待されることから、適当である。

ただし、①電子マネーや各種ポイントによる収支や②配偶者の収入について、 記入漏れを防ぎ、より正確な把握を確保する観点から、家計簿及びその記入マ ニュアル等に、例示や注意書きを入れるなど、丁寧な対応に努める必要がある。

### (イ) 新旧家計簿の並行使用

本申請では、前記(ア)に記載した家計簿に係る様式変更に伴い、調査対象 世帯の回答結果に影響が生じる可能性を考慮し、平成30年1月から12月までの 1年間は、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿(以下「新家計簿」という。) を、残りの半数には現行の家計簿(以下「旧家計簿」という。)を並行して使 用した上で、平成31年1月から全調査対象世帯に対して新家計簿を使用する計 画である。

これについては、家計簿の様式変更により、回答状況に変化が生じ得ること は否定できないところであり、また、限定的な試験調査の結果からは様式変更 による影響を詳細に把握できない中、本調査の結果が消費者物価指数における ウェイトの算定に利活用されているなど重要な指標であることを鑑みれば、調 査結果の接続を確実にする方法の一つとして有効なものと考えられることから、 適当である。

ただし、新旧家計簿の並行使用に当たっては、都道府県職員及び統計調査員 に対する指導の充実及び実査負担の軽減に十分配慮するとともに、全体の集計 結果に加え、主要な数値について新旧家計簿別の集計結果を参考提供するなど、 利用者に対する情報提供の充実に努めることが必要である。

### イ 調査票(世帯票及び準調査世帯票)に関する変更

本申請では、平成30年1月から、統計調査員が調査対象世帯等から聞き取りに より作成する世帯票及び準調査世帯票について、表2のとおり、調査事項を変更 する計画である。

表 2 世帯票及び準調査世帯票の変更内容・変更理由

	変更内容	変更理由
1	就業者を「正規」とそれ以外に区分	社会情勢の変化を
2	学校等の種別に「保育所」を追加、「大学」を「大	踏まえた対応
当	全・大学院」に変更	
3	住居の所有関係の区分の統合 ※	
4	住居の延面積の「(借間は除く)」を削除	
(5)	間貸分の畳数の削除	
6	建築時期(持ち家のみ)の年代区分の更新	
7	口座自動振込の有無の削除	
8	二人以上の世帯における家族で同居していない者の数	
O.	)区分を統合	
9	単身世帯における世帯の形態の区分を統合	
次に	こ掲げる事項を削除	家計簿等の記入内
10	副業の勤め先又は事業の内容	容を審査する際に
11)	住居の構造	用いていた事項の
12	家賃・地代	利活用の低下を踏
13	無職世帯の主な収入源	まえた削除
14)	別居している子の有無(単身世帯で60歳以上の者)	
15	農林漁家世帯かそれ以外の世帯かを削除 ※	抽出区分の変更に
16	世帯区分の変更 ※	対応
17)	耕地面積の削除	

(注) 準調査世帯票については「※」の付した事項のみを変更する

これらについては、変更理由や影響等を確認した結果、変更理由は妥当と認められ、報告者及び統計調査員の負担軽減にも資すると考えられることから、適当である。

### ウ オンライン調査の導入

本申請では、新家計簿の調査世帯を対象に、平成30年1月から全ての調査票についてオンライン調査を導入する計画である。具体的には、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県については平成30年1月から、その他の道府県については同年7月から、調査対象世帯の入れ替えに合わせて段階的に導入することとしている。また、新家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票については、報告者がパソコンやタブレット、スマートフォンからの報告を可能とし、タブレットやスマートフォン等カメラ機能を内蔵する情報端末機器においては、家計簿の入力補助機能としてレシート読取り機能も利用可能とする計画である。

さらに、世帯票及び準調査世帯票については、統計調査員が調査実施者から貸

与されたタブレット端末を用いて、報告する計画である。

このオンライン調査の導入については、

- ① 報告者の記入負担軽減や集計業務の効率化など多くのメリットがあること
- ② 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査はその適否を事前に検討するよう定められていること
- ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」(平成27年4月17日オンライン 調査推進会議申合せ)において、基幹統計調査や大規模統計調査はオンライン 調査の導入に優先的に取り組むよう求められていること
- ④ 総務省は、オンライン調査の導入に当たって、情報セキュリティ対策を講じるとともに、段階的な導入による円滑な実施を計画していることなどから、適当である。

ただし、総務省は、オンライン調査の導入により、都道府県職員及び統計調査 員の負担がかえって著しく増加することがないよう配慮するとともに、従来の回 答状況との間に差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証する必 要がある。

なお、本調査の精度の維持・向上に努めつつ、継続的に実施することを考慮すれば、総務省は、今回のオンライン調査の導入を契機として、一層の報告者負担の軽減及び正確な記入を図るため、統計調査員のマニュアルの標準化・充実を図るとともに、今後のICTの進展も踏まえながら、オンラインシステムの機能拡充の可能性についても、引き続き検討する必要がある。

加えて、本調査の精度が、統計調査員の尽力により確保されている状況に鑑み、 オンラインによる回答が可能になった後においても、統計調査員の熟練度の維持 やノウハウの継承に引き続き努めることが必要である。

### エ 二人以上の世帯の抽出区分の変更

本申請では、「農林漁家世帯」が減少する一方で、「勤労者以外の世帯」における無職世帯の割合が増加し、無職世帯を把握する必要性が増している現状を踏まえ、二人以上の世帯において、平成30年1月から、図のとおり、抽出区分の変更を行う計画である。

図 世帯の抽出区分の変更 [現行] [変更後] 農林 漁家 世帯 以外の世帯 (うち無職世帯) 無職世帯 その他の世帯

4

これについては、限られた標本規模の範囲内で、母集団の構成を考慮した標本抽出区分を導入することにより、世帯構成の実態を踏まえた集計が可能となることから、適当である。

ただし、今回の変更に関わらず、結果精度維持の観点から、調査対象世帯の選定において、最終的な調査世帯に何らかのバイアスが生じていないかを検証し、その検証結果を含め、引き続き情報提供の充実を図る必要がある。

### 才 集計事項

本申請では、平成30年1月から、**表3**のとおり、集計事項を変更する計画である。

表3 集計事項の変更内容・変更理由

<b>☆ 大川 事項の友史内谷   友史珪田</b>	
変更内容	変更理由
① 「無職世帯」に係る集計を追加及び「農林	抽出区分の変更に対応するた
漁家世帯を除く結果」に係る集計を廃止	め (前記工参照)
② 「現物収支」係る集計を廃止	家計簿の「もらい物」欄及び
	「自家産」欄の削除に対応す
	るため(前記ア(ア)参照)
③ 世帯主の職業別集計区分に「勤労者のうち	世帯票の変更に対応するため
正規の職員・従業員」を、学校種別集計区分	(前記イ参照)
に「保育所」を追加	
④ 「用途分類による1世帯当たり1か月間の	追加する集計表により代替可
収入と支出及び対前年(度・同期・同月)増	能なため
減率」及び「用途分類項目の平均金額及び中	
央値」の集計表を追加、「用途分類による四	
半期・年度平均」の集計表の廃止	
⑤ 「現金実収入階級別」の集計表及び「人口	他の集計表により代替可能な
5万人以上の市」、「大都市圏」に係る集計	ため、又は他の集計区分より
を廃止	算出可能なため
⑥ 「個人営業世帯」に係る一部の集計を廃止	当該集計表で表章される世帯
	数が僅少となるため
⑦ 「世帯主の年齢階級別 1 世帯当たりの品目	施策上のニーズに対応するた
別支出金額」の月平均に係る集計を追加	め
⑧ 「都市階級別」、「家計費階級別」、「理	他の集計表により代替可能な
由別」の世帯分布の準調査世帯集計表を廃止	ため、又は当該集計表で表章
	される世帯数が僅少となるた
	め

これらについては、変更理由や影響等を確認した結果、変更理由は妥当と認め

られ、結果の利活用の面からみても特段の支障がないことから、適当である。

なお、今回予定されている調査票の変更等に伴う集計事項については、変更後の統計の精度や利活用状況を勘案しつつ、必要に応じて充実することが期待される。

### 2 統計審議会諮問第 273 号の答申(平成 13 年 7 月 13 日付け統審議第 6 号)における 「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計審議会(当時)の諮問第273号の答申時において、以下 の検討課題が指摘されている。

### (1) 調査対象世帯の協力の確保

家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。

### (2) 家計調査における調査方法の改善

ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握

世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をより的確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。

イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したと感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

(3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

これらの課題への対応については、平成26年度の統計委員会(基本計画部会)に おける統計法施行状況に関する審議の中で確認され、「平成25年度統計法施行状況 に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(平成27年3月31日)に おいて一定の方向性が示された後、平成27年度の同審議におけるフォローアップに より、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(未諮問基幹統計確認 関連分)」(平成28年3月22日)において「今後の取組の方向性」(以下「方向性」 という。)として改めて整理されたところである。

本申請は、この方向性として示された事項のうち、現時点で対応可能な事項を実現するための取組であり、その他の残された事項についても方向性において示された内容に沿った取組が進められていることが確認されたことから、適当である。

### 3 今後の課題

- (1) 今回予定されている家計簿の様式変更は、報告者負担を最小限にすべく工夫がされており、一定の評価ができる。しかしながら、電子マネーや各種ポイントによる収支の把握に当たっては、報告者の負担が依然として大きいことが懸念される。そこで、引き続き、報告者負担の軽減に向けた検討が必要であるとともに、調査を実施するに当たっての丁寧な説明に努めること。
- (2) 新家計簿への全面移行(平成31年1月)に先立つ、新旧家計簿の並行使用期間 (平成30年1月~12月)においては、全体の集計結果に加え、適宜、主要な数値に ついて新旧家計簿別の集計結果を参考提供するなど、利用者に対する情報提供の充 実に努めること。
- (3) オンライン調査の導入・拡充により、かえって、都道府県職員及び統計調査員の 負担が著しく増加することがないよう配慮するとともに、従来の回答状況との間に 差異が生じる可能性があることを考慮し、その影響を検証すること。
- (4) 調査の回答状況等について、都道府県職員及び統計調査員への負担も留意しつつ、 情報共有が可能となる工夫を凝らすことで、調査回答が得られなかった世帯の発生 に伴う調査結果への影響について把握できる環境整備に努めること。

### 家計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ

- 公的統計に係る横断的な改善に向けて -

### 1 調査票回収状況に関する情報共有と有効活用

公的統計の調査手法として、オンライン調査は、幅広い年齢層からの回収を確保し、報告者の回答負担を少なくする観点から、導入が奨励されているところである。その一方で、調査員調査は、報告者にとって身近で正確かつ確実なデータ把握が可能という点で、引き続き重要である。その場合、統計調査員の習熟度や能力が、報告者の協力の度合にも大きく影響することは想像に難くない。そこで、報告者との具体的なやり取り、訪問回数、不在等により面接できなかった世帯数など、統計調査員が調査現場で得る情報について、蓄積・共有することが極めて重要となる。このような基礎情報は、調査現場の高齢化が進む中、次の世代を担う若手の統計調査員の資質向上やノウハウの継承の意味からも極めて有益である。更に、この情報は、バイアス等の除去に向けた調査回答の結果を解釈する際に役立てることができる。ついては、経常的な調査員調査を中心に、調査への協力に至らなかった基礎情報を体系的に蓄積する方策を検討するとともに、それら情報を積極的に活用することが望まれる。

### 2 統計法施行状況審議において示された方向性への取組状況について

今回の家計調査の変更に関わる部会審議では、調査環境の変容を背景に、将来 にわたる調査実行性に配慮した調査方法・調査項目についても議論された。その 中では、特に、本調査を利活用する際の留意点も見えてきた。

例えば、景気指標として家計調査を活用することの限界である。本調査は家計の実態を把握するため、一定期間、家計の消費行動をモニターすることが主たる目的であり、世界的にもユニークな調査である。その一方で、本調査を景気指標として活用することの限界が改めて認識された。要するに、家計調査それ自身としての目的や方法、特徴を正しく理解し、本調査の強みを活かして利活用することがいかに重要であるかが議論された。

このような議論は、政府の基幹統計を俯瞰的に位置づけることに通じる重要な意味をもつ。例えば、家計消費に関する統計の改善に向けた重要な取組の一つとして、現在進行中の総務大臣主宰「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」の議論についても、統計委員会として情報を共有、確認し、適宜、検討すべきと考える。

平成 29 年 1 月 27 日

人口·社会統計部会長 自波瀬 佐和子

### 第77回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成28年12月5日(月)10:00~12:10
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

白波瀬 佐和子(部会長)、永瀬 伸子、河井 啓希

### 【専門委員】

神林 龍 (一橋大学経済研究所教授) 重川 純子 (埼玉大学教育学部教授)

### 【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

### 【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課:阿向課長、佐藤調査官ほか

### 【事務局(総務省)】

統計委員会担当室:山澤室長、吉野政策企画調査官 政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

### 5 概要

- 第74回人口・社会統計部会(平成28年11月7日、家計調査の審議に係る第2回部会。 以下「第2回部会」という。)における審議において、事実確認が必要とされた一部 事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った。その結果、「平成26年度 審議結果報告書で示された『家計調査』に係る今後の取組の方向性に関する取組状況」 ついては、統計委員会が示した方向性に沿った対応がされているものと整理された。
- 今回計画されている「世帯票及び準調査世帯票の変更」、「オンライン調査の導入」 及び「抽出区分の変更」について、調査実施者の説明を基に審議を行った。その結果、 いずれの事項についても、変更内容については適当と整理されたが、「オンライン調 査の導入」については、今後、導入後の検証及び情報提供が必要との指摘があった。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

### (1) 第2回部会において事実関係等の追加確認が必要とされた事項への回答

### ア 「1 調査員の資質向上について」

- ・ 調査実施者及び実査を担う都道府県においては、限られたリソースの中で、できる限りの対応されているものと理解した。何か補足すべき点はないか。
  - → 調査員のノウハウを引き継ぐことは重要であり、今後とも資質向上に努めて 参りたい。
  - → 「調査員合同指導会」において実施している調査員のグループ討議では、より良い接触方法等について、熱心な討議が行われている。調査員の高齢化は進んでいるものの、調査員の資質や能力については、一概に年齢だけで決まるものではないことに留意すべきではないか。

### イ 「2 集計・情報提供について」

- 母集団復元する際の乗率は、何をターゲットとして設定しているのか。
  - → 家計消費の実額をターゲットとしている。
  - → そうであるならば、公表値と参考値等の比較をされる際には、前年同月比の 増減率ではなく、家計消費額で説明した方が理解を得やすいのではないか。
- ・ 「地方×有業人員」別世帯分布を用いた試算値と公表値との差が1.5ポイントと 大きかった2015年8月については、前年同月(2014年8月)の自動車購入を含む 「交通・通信」の金額差が特に大きかったことによるとの説明だが、家計消費状 況調査により補完することで、こういった振れは小さくなるのか。
  - → お見込みのとおりである。消費金額の水準は高く、振れは小さくなる傾向に ある。ただし、前年同月比は、当月と前年同月の動きによっては振れ幅が大き くなることもあり、何とも言えない。
- ・ 購入頻度の少ない耐久消費財の方が標準誤差率は大きくなるのか。
  - → 標準誤差率は品目により異なり、品目別の標準誤差率についても公表している。
- ・ 2014年8月においては特に自動車購入を含む「交通・通信」の試算値と公表値 の差が大きかったとのことだが、毎年同じような傾向があるのか、それとも一時 的なものなのか。
- → 家計消費に季節的な傾向はあるものの、品目ごとに一律ではないため、試算値と公表値の差の大きさに一定の傾向はない。自動車のように購入頻度の低い ものが回答に含まれれば、消費支出は高くなり、含まれなければ低くなる。
- → 購入頻度の低い品目の出現によって振れが左右されるということか。
- → そのとおりである。
- ・ 公表値と有業人員数で補正した試算値の消費支出金額の動きを比べると、試算 値の方が月次の振れは小幅ながら縮減しているように見える一方で、両方の標準

誤差率を比較すると、公表値よりも試算値の方が大きくなっている。試算値の評価をする上で、この違いをどのように考えたらよいのか。

- → 月々の消費の振れは標準誤差率だけの問題ではなく、家計消費や経済の動き が反映されているものと考える。また、副標本法で推計を行っているので標準 誤差率が高めに出ていることにも御留意いただきたい。
- ・ ここでの指摘は全て表現の問題だと思っているので、公表の際は、留意しても らうとよいのではないか。また、参考値の推計方法はなるべく統一した方がよい のではないか。
- ・ 以上のような意見を踏まえて、引き続き改善をお願いしたい。

### ウ 「3 回収状況について」

- ・ 調査員の訪問回数等は、基礎データとして蓄積・共有はしていないのか。
- → 報告・共有は求めていないが、調査員合同指導会等において、どのくらい訪問しているかといった議論や情報共有はなされている。
- → 訪問回数といったデータは、調査の基礎的なデータと考えるが、調査員の負担といった観点から把握が難しいのか。
- → 都道府県の担当職員と調査員の間においても、どのくらい訪問しているかと いったことについてはよく話題にはなるが、具体的な訪問回数までは把握はし ていない。
- → 何回くらいの訪問で調査協力の依頼をあきらめるのか。
- → マンションや地域の特性に即した丁寧な対応に努めているが、「何回」と決めてはいない。
- → 対面で断られた場合には、その時点で次の候補世帯に接触することになるが、 不在のために、直接意思確認できない世帯については、どのように対応してい るのか。
- → 訪問日時をメモ等で世帯にお知らせした上での再訪問や、時間を変えての再 訪問などにより、対象世帯に接触できるよう努めている。
- → 調査実施者としては、一律に「何回訪問すればよい」という線引きは難しい。
- → 1つの世帯に何回も訪問することは、結果的に調査員の負担を増しているのではないか。訪問回数は何回までとルール化してはどうか。
- → 都道府県の意見や実状を踏まえて検討したい。
- → 調査対象世帯への接触方法や、訪問回数のデータ共有及び制限等は、結果の 精度向上だけでなく、調査員の資質向上や負担の軽減にもつながる。これは、 他の調査員調査にも共通する課題と思うが、家計調査においても、引き続き検 討いただきたい。
- ・ 1調査世帯当たりの依頼世帯数を見ると、おおむね3世帯中2世帯からは協力

が得られていない。資料1の7~8頁の「実際に調査された世帯」と「最初に抽出された世帯」の年齢階級別分布や有業人員別分布の表を見ると、例えば、有業人員「0人」の差が大きくなっており、これは、いわゆる無職世帯の割合が最初の抽出時より実際の調査では少なくなっているということか。

- → そのとおりである。御指摘の無職世帯を安定的に把握するために、今回、抽 出区分において「無職世帯」の区分を設けるという変更を計画しているところ である。
- → 抽出区分(層化)をもっと細かくできないのか。
- → 一つの調査単位区内の世帯区分別世帯数を基に、6世帯を各世帯区分に割り 当てていることから、抽出区分(層化)の更なる細分化は難しい。
- ・ 海外では、調査対象世帯の者が自身で調査票の記入が困難な場合は、ダイアリーキーパー (代理記入を行う世帯員以外の者) が代わりに記入するといった援助を行っている。負担が大きいと思うが、こういったことも検討してはいかがか。
- ・ 消費構造は、共働き世帯とそれ以外、現役世帯と引退世帯で異なると考えられることから、代替世帯の抽出においては、こういった世帯属性も考慮した方がいいのではないか。
- ・ 調査対象世帯の選定においてバイアスが生じている可能性を考慮し、乗率の作成において、訪問回数や最初に抽出した世帯か代替世帯かといったことは考慮していないのか。世帯のある種の特性が労働力調査の変数で説明できるのであればよいが、そうでなければバイアスが生じるので、検討が必要ではないか。
  - → 現在は考慮していないが、そのような対応が精度向上につながるのであれば、 排除するものではない。
  - → 調査対象世帯の選定におけるセレクション・バイアスをいかに精緻に見るか ということで、このことをしっかり確認することで飛躍的に精度は向上するの ではないか。調査方法の中で見直しが必要な部分についての検証は重要ではな いか。

### エ 昨年度の統計法施行状況審議において示された方向性への対応状況についてのまとめ

・ 第2回部会における審議及び今回の事実確認により、昨年度行われた統計法施 行状況審議の結果報告書で示された家計調査に係る今後の取組の方向性に関する 取組状況ついては、示された方向性に沿った対応がされているものと整理したい。

### (2)世帯票及び準調査世帯票の変更

・ 「⑧ 二人以上の世帯における『家族で同居していない者の数』の区分を統合」 の説明において、「仕事のため」については、件数が少なくなってきていると説明が

あった。単身赴任の場合もこの区分に該当すると思うが、単身赴任の世帯はそれほ ど減っていないのではないか。

- → 家計調査においては、世帯主が3か月以上不在の世帯は調査対象外としている。 そのため、基本的には世帯主が単身赴任の世帯は対象外となっている。
- → 世帯主等が単身赴任により不在の留守宅は把握していないということか。把握 すべきではないか。
- → 単身赴任者本人といわゆる留守宅については、別世帯と整理をし、単身赴任の 者については「単身世帯」として、家計調査の対象になる。その中で、留守宅へ の仕送りについても把握している。
- → 「学業等のため」ではなく、「学業・就業等のため」にした方が分かりやすいのではないか。
- → 世帯票は調査対象世帯が自ら記入するものではなく、調査員が聞き取って記入 するものなので、そこまで詳細でなくともよいとの判断である。
- ・ 「③ 『住居の所有関係』の区分の統合」について、設備共用の賃貸住宅は、ほとんどないということか。
  - → そのとおりである。民営で設備を共用する賃貸住宅の該当数は、かなり少なく なっている。
- ・ 「① 就業者を『正規』とそれ以外に区分」については適当な変更である。さら に、配偶者の就業状況別の集計も消費構造の違いを見る上では重要ではないか。
  - → 今後の特別集計での対応を含め検討したい。
- ・ 「⑫ 『家賃・地代』の支払の有無等の削除」について、住宅・土地統計調査によると地代の支払は3%くらいあったように思うが、世帯票から調査事項を削除する基準はどのようになっているのか。また、当該項目は記入漏れの確認に用いてきたということであるが、記入漏れを防ぐという意味では、家計簿の「口座自動振替による支払」欄のプレプリント項目である「家賃」を「家賃・地代」としてはどうか。
  - → 集計上、地代と家賃は区分しているため、それぞれの金額を把握する必要があ り、家賃とまとめてプレプリントすることは難しい。
- ・ 世帯票から調査事項として落とすとしても、調査実務上の確認事項として残るということであれば、調査員のマニュアルを分かりやすいものにする必要がある。
- → 審査に用いる事項について、調査マニュアル上の記載にとどめるのか、世帯票上の調査事項として把握するのか、両者の役割分担について整理が必要ではないか。極論すれば、調査マニュアルにチェック事項を全て書き込んで、調査実務上はそのチェックを行い、世帯票は作成しないという選択肢もあると考える。
- → 調査員だけでなく、都道府県や統計センターでの審査や集計・分析上、データ としての把握が必要な事項については、世帯票で把握するという整理である。

- → 世帯票については、世帯属性を把握する重要な調査票であり、削除等に際して は慎重に検討していただきたい。
- 世帯票及び準調査世帯票の変更については適当と判断としたい。

### (3) オンライン調査の導入

- ・ 4都県に先行導入し、システムの安定稼働を確保した上で他の道府県へ展開する ということであるが、これはシステムのチェックを目的としたものか。その場合、 先行導入する地域が都市部に集中していることに問題はないのか。
  - → 4都県に導入する前に、システムのバグ等については十分なテストを行った上で導入をすることとしている。また、他の統計調査においても東京都等で先行導入した後、全国展開した経緯があり、また都市部の方がオンライン調査に慣れていると想定されることから、4都県に協力いただき先行導入したいと考えているところである。
- ・ オンライン調査の導入については全体的な流れでもあることから適当と判断したい。なお、オンライン調査導入後における回答内容の検証や、その情報提供の充実については十分な対応をお願いしたい。

### (4)抽出区分の変更

- ・ 無職世帯はどのように把握しているのか。また無職世帯の乗率はどのように作成 するのか。
  - → 家計調査の名簿作成時には、勤労者世帯、無職世帯といった別を把握している。 また、乗率はこの世帯区分ごとには設定しておらず、労働力調査の世帯人員別世 帯分布を基に設定している。なお、有業人員による推計においては、統計調査の 把握の方法の違い(アクチュアル方式とユージュアル方式)が課題となっている ことは認識している。
- ・ 配偶者が働いている世帯の場合には、忙しいため断られている可能性はないか。 このため、代替サンプルを依頼する際には、夫婦の働き方が似通った世帯にするな どの考慮があってもよいのではないか。
  - → 一つの調査単位区内の世帯区分別世帯数を基に、6世帯を各世帯区分に割り当てていることから、抽出区分(層化)の更なる細分化は難しい。現在、指摘されている「専業主婦の世帯が多い」というのは必ずしも当てはまらないと考えているが、引き続き状況は確認して参りたい。

### 6 その他

本日の部会の審議結果については、平成28年11月22日(火)に開催された第75回人口・ 社会統計部会(家計調査の審議に係る第3回部会)の審議結果と合わせて、12月16日(金) 開催予定の統計委員会において報告されることとされた。

また、家計調査に関する次回の部会は、平成28年12月19日(月)10時から総務省第2 庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

(以 上)

### 第79回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成28年12月19日(月)10:00~12:07
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

白波瀬 佐和子(部会長)、嶋﨑 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希

### 【専門委員】

神林 龍 (一橋大学経済研究所教授) 重川 純子 (埼玉大学教育学部教授)

### 【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県

### 【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課:阿向課長、佐藤調査官ほか

### 【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

### 5 概 要

- 第75回人口・社会統計部会(平成28年11月22日、家計調査の審議に係る第3回部会。 以下「第3回部会」という。)における審議において、再説明を求めていた事項について、調査実施者からの説明を基に審議を行った結果、特段の異論は示されなかった。
- 今回計画されている変更点のうち、「集計事項」について、調査実施者の説明を基 に審議を行った結果、適当と整理された。
- 「前回の答申における『今後の課題』への対応状況」については、これまでの変更 点に関する審議及び統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状の 況審議において既に確認されているとの認識の下、適当と整理された。
- その後、答申(案)の審議が行われ、一部修正等意見が示されたものの、その方向性については、おおむね了解が得られたことから、部会長が整理した修正案を部会所属委員が書面で確認し、その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、

書面による議事を行った上で部会における議決とすることとされた。

○ また、統計委員会において、答申(案)を報告する際に、調査員が調査現場で得る情報の蓄積とその活用、統計のためのリソースの確保や大学等との連携による人材育成、家計消費に関する新たな指標開発などを内容とする部会長メモを作成する意向が部会長から示された。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

### (1) 第3回部会において再整理の上、改めて説明するよう求められていた事項への回答

- ・ ポイントと電子マネーは、どのように区分しているのか。また、ふるさと納税を 行った場合は、どの支出科目に分類されるのか。
  - → チャージなどにより、現金と同等のものとして利用できるものを電子マネー、 サービスや財を購入した際に付与されるものをポイントと整理している。また、 ふるさと納税をした分は、寄附金として計上される。
- 全額ポイントで支払った場合は、タイプA(商品交換型)に該当するのか。
  - → 財やサービスの入手が「交換」ではなく、「購入」とみなせる場合はタイプB(決済型)となり、全額をポイントで支払った分として計上することになる。資料1の2頁目の記入例でいえば、「ポイント使用」を「68,000円」として計上する。なお、「交換(もらう)」とみなせる場合はタイプAに該当する。
- ・ ふるさと納税により翌年の所得税や住民税の税額が減額されるが、それはどのように把握できるのか。
  - → それらの減額された税額は、収入の控除項目(非消費支出)として把握している。
- ・ 現状のポイントの取扱いについては、妥当と思うが、ポイントを利用した場合の 家計簿の記入方法については、報告者や調査員にできるだけ分かりやすくマニュア ル等に記載いただきたい。

### (2)集計事項

- ・ 集計事項として「勤労者のうち正規の職員・従業員」を追加とあるが、正規以外 の者の集計はしないのか。
  - → 全体から正規を差し引くことで正規以外の結果も読み取ることが可能である。 更に正規以外の区分を設けるかどうかは、集計結果も踏まえて検討することとし たい。
- ・ 「個人営業世帯」の集計を廃止する理由として、「結果精度の観点による」とあり、 ※印の脚注で「集計世帯数の最小値は『5』となっている」とあるが、これはどの ような意味か。

- → 「個人営業世帯」を対象とした集計表においては、該当する世帯が「5」しかない区分があり、これを結果表に掲載することは結果精度の観点から問題があるという趣旨である。
- → 「個人営業世帯」に該当するサンプル数が少なく、標本誤差が大きくなるということか。
- → そのとおりである。

### (3)統計審議会諮問第273号の答申(平成13年7月13日付け統審議第6号)における「今後の課題」への対応状況

・ これまでの変更点に関する審議及び統計法施行状況審議において示されている方 向性への対応状況の審議において既に確認されていることから、適当と整理をした い。

### (4) 答申(案)

### ア 本調査計画の変更

### (ア)調査票(家計簿)の様式変更

- ・ 表1は、表2及び表3と形式が異なり、「変更内容」の一部に変更理由も記載 されている。表題も「家計簿の様式の変更内容」となっていることから、他の 表や表題との整合性を図った方がより分かりやすいのではないか。
  - → 御意見を踏まえて修正したい。
- ・ 審議の中で、電子マネーや各種ポイントの把握は報告者の負担が大きいとの 指摘もあったが、これについては家計調査に留まらず、横断的事項でもあるこ とから、家計調査の答申(案)ではなく部会長メモとして整理すべきか。また 答申(案)に記載する場合も、これらの把握は必要なことではあるものの、負 担が大きいと明確に指摘すべきなのか、という点について御意見いただきたい。
  - → 家計調査としてできることがあるのであれば記載しておいた方がいいのではないか。
  - → 家計調査の範囲内で、電子マネーや各種ポイントを利用した場合の家計簿 の記載方法を、報告者や調査員にできるだけ分かりやすいようにマニュアル 等に記載すべきといった点に言及しつつ、記載しておいた方がいいのではないか。
- ・ 配偶者の収入の正確な把握の方法についても検討が必要といった記載が必要 ではないか。
  - → 「世帯収入の正確な把握という観点から、配偶者の収入についても記載漏れ等が生じないようマニュアルに分かりやすく記載する等といった対応が必要である」といった旨を記載することとしたい。

- ・ 今、答申(案)に記載するかどうか議論しているような内容は、本申請を承認する上での条件になるのか。
  - → 条件ではなく、調査実施者が調査を実施するに当たり、留意していただき たい点として記載する内容である。そのほか、課題とすべき事項は「今後の 課題」に記載することになる。

### (イ) 新旧家計簿の並行使用

- ・ 本文2行目に「回答結果に影響が生じる可能性を考慮し」とあるが、これは 家計簿の変更に限らず、オンライン調査の導入や世帯票の変更によっても生じ る可能性があることから、この答申(案)の構成に違和感がある。
  - → 新旧家計簿の並行使用は、専ら家計簿の様式変更によるものであることを 踏まえて記載している。
  - → そういう趣旨であれば、現状のように項目ア〜カをすべて並列にしてしま うのではなく、「ア 家計簿の様式変更」と「イ 新旧家計簿の並行使用」 をまとめる大項目を設けた方がいいのではないか。
  - → 審査メモと同様に「家計簿に関する変更」という事項の中に家計簿の様式 変更と新旧家計簿の並行使用という小項目を設ける形式にしてはいかがか。
  - → そのように修正したい。

### (ウ) 世帯票及び準調査世帯票に関する変更

- ・ 3頁の表2の下に「結果精度に支障が生じない」という記載があるが「結果 精度」については、変更後に検証が必要で、現時点では支障が生じないとは言い切れないのではないか。
  - → 世帯票には、家計簿の内容審査に用いている事項もあることから、その観点から結果精度への影響や支障がない旨を記載している。
  - → 同じ部分の「利活用に支障が生じない」という点についても、ここではあ くまでも、「家計簿等の記入内容を審査する際の利活用に支障が生じない」 という趣旨ではなかったか。
  - → 審議の結果、表2に記載されているような変更理由について確認し、適当 と判断したことから、その趣旨がもう少し明確になるよう御意見を踏まえて 再整理したい。

### (エ) オンライン調査の導入

- 4頁の「また」の部分の「持続可能性」という言葉は、少し違和感がある。 「可能」という部分は削除して「持続性」、「継続性」という表現ではいかがか。
- → ここでは、家計調査が「今後も安定的に持続できるようにするため」とい う意味としたいため、「可能」という文言は入れておきたい。

- ・ 4頁の「なお書き」以降に記載している内容は、横断的な事項も多いことから、答申(案)においてどこまで記載すべきか御意見をいただきたい。
  - → オンライン調査を推進する観点からは、このような検証等が必要といった 意味かと思われるため、その点を明記していただいた方が、趣旨が明確にな るのでなないか。一方で、「レシート読み取り機能の拡充」や「キャッシュ レス化に対応したデータ把握機能の導入」については、例示ではあるものの、 現段階において、将来的な改善の見通しは立っていない。答申において、明 記されるのは、相当に重い課題といえる。
  - → オンライン調査の推進は必要であるが、単純に推進だけすればいいものではなく、調査方法の変更等に伴う現場の負担への考慮も必要ではないか。
  - → 「オンライン化しない」とまで書けるかという意味か。
  - → オンライン調査の推進は、政府統計全体としての合意であり、家計調査も 例外ではない。したがって、その点をあえて記載するまでもないと考える。 ただし、オンライン調査を推進していく上での現場の負担等、留意すべき事 項をどこまで記載するかという趣旨である。
  - → この部分は記載を簡略化し、今後の課題の部分で詳細に記載するという整理の方法もある。
  - → オンライン調査については、その推進やそれに伴う調査員の負担への考慮、 さらには、オンライン調査の推進とは異なる方向性である、調査員の熟練度 の維持など、記載したい内容が多岐にわたるため、再整理したい。

### (オ) 二人以上の世帯の抽出区分の変更

特段の異論がないので、原案で了としたい。

### (カ) 集計事項

- ・ 表3の変更理由に「利用者ニーズの低下」、「利用者ニーズを踏まえ」とあるが、利用者ニーズはどのように把握しているのか。
  - → 一例を挙げれば、e-Statの検索件数である。そのほか、「人口 5 万人以上 の市」は今後も継続する都市規模の区分(大都市、中都市、小都市A)から 算出することも可能であることや年齢階級別の月次結果は政策分析上の必 要性もある。
  - → その場合、変更理由は「利用者ニーズの低下」、「利用者ニーズを踏まえ」 とするのではなく、「代替可能なため」、「施策上必要であるため」などとす るべきではないか。
- ・ 表3の⑥の「個人営業世帯」の集計は残る部分もあることから、完全に廃止 される事項との差異が明確となるような記載としていただきたい。

- イ 統計審議会諮問第273号の答申(平成13年7月13日付け統審議第6号)における「今 後の課題」への対応状況
  - 特段の異論がないので、原案で了としたい。

### ウ 今後の課題

- ・ 先ほど議論になった「新旧家計簿の並行使用に当たる利用者に対する情報提供」、「電子マネーや各種ポイントの把握方法」、「オンライン調査による回答状況への 影響の検証」については、今後の課題として明記する必要があるのではないか。
  - → 電子マネーや各種ポイントの記入方法については、家計簿の記入マニュアル 等への記載充実についても指摘したい。
- ・ 共働き世帯の場合の配偶者の収入をどう捉えるかといった指摘も必要ではない か。
  - → 答申(案)の「家計簿の様式変更」の本文の中で記載する形としたい。
- ・ 個人営業世帯に係る集計を廃止することとしているが、今後、一切把握しない ということでは問題があるのではないか。
  - → 個人営業世帯の集計は、一部は残る。また、個人営業世帯の把握は継続する ため、データの二次利用により集計することは可能である。
  - → 本文の中で記載することを検討したい。
- 調査対象世帯の選定におけるバイアスの検証についても課題とする必要はないか。
  - → 他の統計調査にも共通する部分も多いため、課題ではなく部会長メモで記載 することを考えている。
- → 横断的事項として論じる場合でも、具体的に該当する統計調査として、まず 家計調査が掲げられると考えられることから、家計調査の課題として記載して もよいのではないか。
- → 検証に必要な情報の収集のためには、調査員の負担が増加することもあり、 そのための調査員手当の増額等も必要になるが、政府統計全体の方針として示 されないと、その確保が難しい側面もある。そういった点も考慮いただきたい。
- → 調査員の負担等には、十分配慮する必要があり、どのように記載できるのか 再整理させていただきたい。

### (4) 部会長メモの骨子について

・ ①調査員が調査現場で得る情報の蓄積とその活用、②統計のためのリソースの確保や、大学等との連携による人材育成、③3月に示された統計委員会における共通認識の確認結果も踏まえた認識や、家計消費に関する新たな指標開発の動向注視などについて、部会長メモを作成することとしたい。具体的には、文案作成後、部会

所属委員に提示することとしたい。

### (5) その他

- ・ 地方公共団体として、特に付言することはあるか。
  - → 部会では都道府県や調査員の実態を踏まえて議論していただき、感謝申し上げる。オンライン調査の導入など、調査方法の変更は調査員への影響も大きい。調査員も厳しい調査環境の中で尽力いただいているが、報告者側の意識改革も必要であると思う。また、経常調査の調査員については、雇用という側面も有している。個人的には、調査員について資格制度を設けて、地位向上を図り、存在意義を高めていくことも重要と考える。
  - → 部会では現場の状況を踏まえて議論いただき感謝申し上げる。調査票や調査方 法の変更に伴う対応についても遺漏なく進めて参りたい。

### 6 その他

答申(案)については、今後、部会長が作成した案を部会所属委員が書面で確認し、 その後、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、書面による議事を行った上 で部会における議決とすることとされた。議決された答申(案)については、平成29年 1月27日(金)開催予定の統計委員会において、部会長から報告することとされた。

(以 上)

### 第81回人口·社会統計部会議事結果

- 1 日 付 平成29年1月13日(金)
- 2 議決参加者

【委員】

白波瀬 佐和子(部会長)、嶋﨑 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希、関根 敏隆

3 議 題 家計調査の変更について

### 4 概要

〇 平成 28 年 12 月 19 日 (月) に開催された第 79 回人口・社会統計部会において、 諮問第 95 号「家計調査の変更について (諮問)」の審議を行ったところ、審議が おおむね終了し、本部会に所属する委員において答申 (案) の方向性について、 事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申(案)について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申(案)について、本部会で議決されたものとして扱い、平成29年1月27日(金)開催予定の第105回統計委員会に報告することとされた。

以上



総政企第 259 号 平成28年10月11日

統計委員会委員長 西村 清 彦 殿

総務大臣 山 本 早



諮問第95号 家計調査の変更について (諮問)

標記について、平成28年9月28日付け総統消第193号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

平成28年10月11日 総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第95号の概要

(家計調査の変更)

## (現行) 家計調査の概要

### 調査の目的等

国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的として、昭和21年7月から毎月調査として実施

### 調査の概要

調查対象選定方法

全国の世帯 約9,000世帯 (二人以上の世帯:約8,000世帯、単身世帯:約1,000世帯、

層化 3 段無作為抽出法(第1段:市町村,2段:調査単位区,3段:世帯

二人以上の世帯:調査対象世帯は毎月6分の1ずつ、調査単位区は毎月12分の1ずつ交替単身世帯 :調査対象世帯は毎月3分の1ずつ、調査単位区は毎月6分の1ずつ交替  $\Theta$ 

(二人以上の世帯用、単身世帯用) 家計簿(二人以上の世帯用、単身 毎月の収入及び支出に関する事項  $\Theta$ 

総務省 - 都道府県 - 指導員 - 調査員 - 報告者

年間収入調査票及び貯蓄等調査票は密封回収

世帯票、準調査世帯票 調査員が聞き取り、調査票を作成

(7)

調查方法

① 家計簿、年間収入調査票、貯蓄等調査票目計方式、調査員による配布・回収

年間収入に関する事項 年間収入調査票 (7)

貯蓄現在高及び借入金残高等に関する事項 二人以上の世帯のみ) 貯蓄等調査票  $\odot$ 

調查事項

世帯、世帯員及び住居に関する事項 世帯票、準調査世帯票 4

二人以上の世帯は6か月間  $\Theta$ 

単身世帯は3か月間 (7) 調宜期間

① 家計収支編(二人以上の世帯):調査月の翌月末

(単身世帯・総世帯) 家計収支編 (7) : 四半期ごとに調査最終月の4か月後 貯蓄·負債編

四半期ごとに調査最終月の翌々月

結果の公表

 $\odot$ 

# 結果の主な利活用

### 二次統計への利用

- ① 消費者物価指数 (CPI) におけるウエイトの算定
- ② 四半期別GDP速報(QE)の基礎データ

### その他の行政利用

- 基礎年金額、生活保護基準など社会保障政策の検討の基礎資料  $\odot$
- 給与所得者の家計における必要経費の試算など、各種税制の検討資料 4
- ⑤ 月例経済報告等における利用

# 平成27年度の施行状況審議 の際に示された方向性

方 向 性	◆ 記入しやすい調査票の検討	◆ 数量調査の継続検討	◆ オンライン回答の実現	◆ タブレット端末による回答の実現	◆ 高齢者に配慮した記入支援方法の検討	◆ 世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果の参考提供	◆ 他の世帯属性を用いた推定方法の研究	◆ 他の関連統計との相違についての説明	◆ タイムリーな情報提供	◆ 家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化	<ul><li>◆ 家計統計の長期的な在り方検討(ビッグデータを含めた新指標の開発を含む。)</li></ul>
区分	調査事項調査方法					集計•情報提供			こ係る事項		
	家計 調 本の 政 ・							家計消費全般に係る事項			

# 今回の主な変更内容

## 変更の適用時期 平成30年1月

### 調査票の変更

社会情勢の変化や決済手段の多様化に対応するとともに、正確な記入を確保するため、調査票の様式 や調査事項を変更するもの。

### (1) 家計簿の変更

## ア 「口座自動振替による支払」

- ①プレプレント項目の追加・細分化等
- ②クレジット払いの有無欄を追加

## 「口座への入金 (給与・年金等) 」

- , 新設(世帯員ごと)
- ウ 「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」
- ①「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」に項目の名称を変更
- ②「電子マネー」「商品券」「デビットカード」欄を追加、「もらい物」「自家産」欄を削除

# 「現金収入又は現金支出」及び「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入 Н

- 1頁にこれら二つの項目を設けていた形式から、それぞれで1頁とする記入欄の拡充
- ※ 家計簿の形式を大幅に変更するため、平成30年1月から12月までの1年間は、調査対象世帯の半 数に変更後の家計簿(家計簿A)、残りの半数には現行の家計簿(家計簿B)を使用する。 平成31年1月から全調査対象世帯に変更後の家計簿を使用する。

# 今回の主な変更内容

## (2) 世帯票等の調査事項の変更

ア 抽出区分の変更(後記3参照)に伴う変更

「無職世帯」及び 「勤労者世帯」、 「農林漁家世帯」であるか否かの区分を削除するとともに、

「その他の世帯」の3区分に変更

※世帯票及び準調査世帯票共通の変更

社会情勢の変化を踏まえた変更

就業者を「正規」とそれ以外に区分

② 学校等の種別に「保育園」を追加

またまられまから、いるは、これの単身世帯における「単身赴任」及び「出稼ぎ」の区分を統合

妣

ウ 記入内容の審査に用いていた事項の利活用の低下に伴う削除

1) 副業の勤め先又は事業の内容

② 家賃・地代

③ 別居している子の有無(単身世帯で60歳以上の者) 等

### 2 オンライン調査の導入

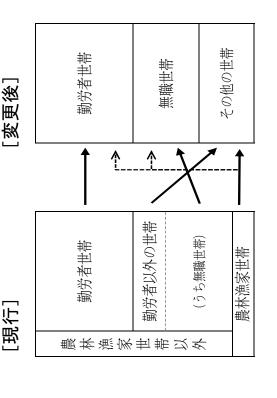
全調査票(現行の家計簿(家計簿B)は除く。)について、オンライン回答(HTML形式)を導入する。 家計簿Aについては、スマートフォンやタブレットのレシート読取機能も活用し、世帯票及び準調査 世帯票については、調査員によるタブレット端末からの回答を可能とする。

# 今回の主な変更内容

### 抽出区分の変更

帯」に区分する2段階の抽出で行われている。しかし、 「農林漁 帯について更に「勤労者世帯」及び「勤労者以外の世 農林漁家世帯はすう勢的に減少している一方、無職世 家世帯」とそれ以外に区分し、農林漁家世帯以外の世 二人以上の世帯の抽出については、現在、 帯に関する結果の重要性が増している。

そこで、「農林漁家世帯」であるか否かを区分せず、 「無職世帯」及び「その他の世帯」 の3区分による抽出に変更する。 勤労者世帯」



### 集計事項の変更 4

- (1) 抽出区分の変更に伴う変更
- 批 二人以上の非農林漁家世帯に係る表章の廃止
- 該当世帯の減少又は利用ニーズの低下等に伴う変更 (5)
- 「個人営業世帯」表章の廃止
- 「人口5万人以上の市」表章の廃止(都市階級別表章は継続)
- (年間収入階級別や定期収入階級別集計表は継続) 「現金実収入階級別」集計表の廃止

舭

## 想定される論点

- (調査票の変更、オンライン調 査の導入、抽出区分の変更及び集計事項の変更)について、その妥当性等 今回、予定されている家計調査の計画変更 を審議する。
- 昨年度の統計法施行状況審議では、時代とともに変化する家計消費の状 況を正確かつ効率的に把握するためには、家計調査の改善のみならず、新たな データ把握や構築も必要であるとの認識の下、様々な視点から検討の方向性 が示された。

ついては、これら統計法施行状況審議で示された方向性への取組状況につ いても、幅広く議論する。

### 家計調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 調査計画の変更 (1)調査票(家計 簿)に関する変更 ア 家計簿の様式 変更	<ul> <li>①「口座自動振替による支払」         ・クレジット払いの有無欄を追加         ・プレプリント項目の追加・細分化 等</li> <li>②「口座への入金(給与・年金等)」の新設</li> <li>③「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」         ・「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」欄を追加         ・「もらい物」「自家産」欄を削除         ・記入欄の拡充 等</li> </ul>	・適当と整理(報告者の負担軽減及び正確な記入の確保に資するとともに、調査員による記入指導業務の軽減も期待) ◆ただし、①電子マネーや各種ポイントによる収支、②配偶者の収入について、正確な把握を確保する観点から、家計簿及びその記入マニュアル等に、例示や注意書きを入れるなど、丁寧な対応に努める必要性を指摘 →【今後の課題①】
	④ 抽出区分の変更に伴う調査員記入欄の変更	・適当と整理(抽出区分の変更に伴うもの)
イ 新旧家計簿の 並行使用	平成30年の1年間、調査対象世帯の半数に変更後の家計簿を、残りの半数には現行の家計簿を使用。平成31年1月から全調査対象世帯に変更後の家計簿を使用。	・適当と整理(調査結果の確実な接続に有効) ◆ただし、①都道府県職員及び統計調査員に対する指導の充実及び実査負担の軽減への配慮、②利用者に対する情報提供の充実について指摘 ⇒【今後の課題❷】
(2)調査票(世帯票 及び準調査世帯票 悪)に関する変更 ※は世帯票・準調査世帯 票共通の変更	① 社会情勢の変化を踏まえた変更 ・就業者を「正規」とそれ以外に区分 ・学校等の種別に「保育園」を追加 等 ② 記入内容の審査に用いていた事項の利活用の低下に 伴う削除 ・副業の勤め先又は事業の内容 ・家賃・地代 ・別居している子の有無(単身世帯で60歳以上の者)	・適当と整理 (変更理由が妥当と認められるとともに、報告者及び統計 調査員の負担軽減に資する)
	③ 抽出区分変更に伴う変更 ※ 農林漁家世帯かそれ以外の世帯かを削除、世帯区分の変更 等	・適当と整理 (抽出区分の変更に伴うもの)
(3)オンライン調査の導入	変更後の全ての調査票のオンライン回答を可能にする。	・適当と整理(公的統計基本計画に沿ったものであり、報告者及び統計調査員の負担軽減に資する)  ◆ただし、①都道府県及び統計調査員の負担への配慮、②従来の回答状況への影響の検証について指摘  ⇒【今後の課題❸】
	従前のように「農林漁家世帯」とそれ以外に区分することなく、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」に区分に変更	・適当と整理(母集団の構成を考慮した標本抽出に資す
(5)集計事項	①「無職世帯」の集計を追加 ②「農林漁家世帯を除く結果」の集計を廃止 ③「現金実収入階級別」、「人口5万人以上の市」の集計を 廃止 等	・適当と整理(変更理由が妥当と認められる)
2 前回答申時の課題への対応状況	① 調査対象世帯の協力の確保 ② 家計調査における調査方法の改善 ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握 イレシート貼付方式の採用による調査負担軽減 ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性 ③ 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握	・適当と整理 (これら課題については、前記1及び統計法施行状況審議 において示された方向性に関する取組状況の確認の中で 審議され、適当と整理された)
	<ul> <li>電子マネーや各種ポイントによる収支の把握に当たって 施するに当たっての丁寧な説明</li> <li>新家計簿への全面移行(平成31年1月)に先立つ、新旧報提供の充実</li> <li>オンライン調査の導入・拡充による、都道府県及び統計記 調査回答が得られなかった世帯の発生に伴う調査結果。</li> </ul>	家計簿の並行使用期間(平成30年1月~12月)における情調査員の負担への配慮及び回答状況への影響の検証

≪補足≫ 今回の部会審議の過程では、平成26年度審議結果報告書で示された「家計調査」に係る今後の取組の方向性に関する取組状況についても網羅的に審議し、いずれの事項についても、昨年度の統計法施行状況審議で示された「今後の方向性」に沿った取組がなされていることを確認した。